

【生団連通信 Vol.21】**事業者の賃料支払い支援策について**

生団連事務局の手塚です。

新型コロナウイルス関連の緊急経済対策を盛り込んだ「令和2年度補正予算案」が衆参両院で審議されています。

4月24日、生団連通信 Vol.19にて、緊急経済対策にある主な政府支援策（自治体の支援等も含む）を一覧にいたしました。本日は、休業や営業縮小を余儀なくされている事業者にとって大きな負担である賃料支払いに関わる支援策について、現在議論の焦点の一つともなっていますので改めてご紹介いたします。

<賃料支払いに関わる支援策>**1. 持続化給付金（経済産業省）**

- 売上が前年同月比で50%以上減少している法人や個人事業者に対して、最大で法人は200万円、個人事業者は100万円を給付する給付金。
- 4月27日に具体的な申請方法が発表され、令和2年度補正予算成立の翌日より申請受付を開始。
- 申請はオンライン上で行い、申請後約2週間を目途に給付予定。

参考：持続化給付金に関するお知らせ（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#90>

2. 感染拡大防止協力金（各都道府県）

- 各都道府県の休業要請や協力依頼に対して「全面的」に協力した事業者向けに、「協力金」を創設するもの。
- 35の都道府県が「協力金」給付の方針であるが、各都道府県の財政余力の違いもあり、支給水準は地域によってバラつきがある。
- 主な財源は国から支給される地方創生臨時交付金。

3. 賃料支払の猶予に関する要請及び支援策（国土交通省）

- 賃貸用ビルの所有者など、飲食店をはじめとするテナントに不動産を賃貸する事業を営む事業者宛に、賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対しては、その置かれた状況に配慮し、賃料の支払いの猶予に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討するよう要請。
- 要請に応じて発生した減収については、税・社会保険料の1年間猶予や固定資産税の減免等により支援（但し、対象となるのは規定に該当する事業者のみ）。

- また、本要請は強制力のあるものではなく、義務付けはされていない。

参考：新型コロナウイルス感染症対策について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000166.html

<賃料支援に関するポイント ～補正予算案の審議を受けて>

- 「持続化給付金」の給付対象は、現行では事業収入が半分以上減少した事業者に限定しているが、家賃やテナント料の支払いの軽減する目的に援用する為に、給付基準の緩和が検討されている。
- また同給付金は現在一度限りを前提としているが、コロナウイルスの影響が長引けば追加給付も併せて検討する方向。
- 賃料支援については政府・与党と野党で主張が二分されており、自民党がテナント事業者に対して直接家賃補助を検討する一方で、立憲民主党・国民民主党等の野党側は不動産所有者が借り手からテナント料を受け取れない場合に、日本政策金融公庫が肩代わりする案を主張している。

以上